

陽南小学校 いじめ防止基本方針

(令和7年4月改定)

1 いじめ防止基本方針

(1) 目的

いじめ防止対策推進法第十三条の規定に基づいて、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、家庭や地域と連携し、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめ事案への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(2) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法第二条」）

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。（恐喝）
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。（暴行）
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。（傷害）
- ・金品をたかられる。（強要）
- ・金品を隠されたり、持ち物を盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。（窃盗、器物損壊）
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。（強要）
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。（名誉棄損） 等

(3) 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。また、いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる。そのため、いじめに対する認識を全教職員で共有し、すべての子供を対象として、迅速かつ組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。さらに、いじめの防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民が、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して取り組まなければならない。

2 未然防止のための取組

(1) 「いじめを許さない、見過ごさない」学校・学級づくり

① 思いやりのあふれる学級経営

「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学校全体につくるとともに、自他を大切に作る心と態度を育てる学級経営に努める。

② 道徳教育・人権教育の充実

特別な教科道徳として、心を耕す道徳科の授業に努める。また、道徳科年間指導計画を基に、全教育活動において道徳教育をより充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(2) 一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

① 分かる授業の実践

一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、話し合い活動の充実と学力向上の保障を図ることで、一人一人が達成感を味わい、自己有用感を高めていけるようにする。

② 主体的に取り組む児童会活動・学級活動の充実

子供が自主的・自律的に学校をよりよくしていこうとする児童会活動、生活の向上意識を醸成する学級活動の充実を図り、子供一人一人が役割をもって活動する場を多くもつようにする。また、全校集会を充実させ、多様な子供同士の関わり合いを生むことで、他を思いやる気持ちをしっかりとともたせるようにする。

③ 学校行事等での一人一人の活躍の場の設定

子供に目的意識をしっかりとらせ、自分たちで企画運営していく学校行事を行う。「自分たちによる」「自分たちのための」学校行事を活性化していくことで、子供一人一人が活躍の場を得て、生き生きと活動することで、達成感を十分に味わわせ、互いの存在や有用感を高める。

(3) いじめ防止に向けた体制づくりの強化

① 生徒指導委員会での情報交換

定例の生徒指導委員会において、いじめ防止対策として、日頃の観察や教育相談、保護者から得た気がかりな事柄について情報交換を行い、全職員が情報を共有する。

② いじめに関する研修体制の充実

いじめの実態や社会的ないじめの現状を具体的に把握し、いじめの防止・早期発見のための方策や発見したときの対応の仕方等の研修体制と実践を充実させる。

③ 特に配慮が必要な児童に対する支援

特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめ早期発見のための取組

(1) 日常観察

休み時間や放課後の観察、日記等でのやりとり、保護者との懇談会や家庭訪問等を通して、問題の早期発見に努める。そのため、子供や保護者が気軽に相談できるような雰囲気をつくるとともに、いつでも相談できる体制の整備に努め、子供や保護者の思いや悩みに素早く対応できるようにする。また、スクールカウンセラーにも、校内巡視の中で児童の様子を観察してもらい、気がかりな児童の情報を共有する。

(2) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、地域との信頼関係を築き、円滑な連携が取れるようにする。また、教育委員会、中学校、総合教育センター等の関係諸機関と連携して、情報交換、課題解決を図る。さらに、学校だよりやホームページ等を活用して、学校の願いや動きを地域や保護者に情報発信し、学校理解の推進のための努力を行う。

(3) 子供理解の充実を図る教育相談

定期的なアンケート調査と日頃からの教育相談を通して、子供一人一人の思いや人間関係を把握し、担任との心のやり取りを図るよう努める。

4 いじめへの対処

(1) いじめ発見

- ① いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- ② 事実を確認し、速やかに管理職に報告する。確認は、単独で行わず、必ず2名以上で行う。
- ③ いじめの事実が確認された場合、直ちに「いじめ対策委員会」を設置し、情報を共有し、組織的な対応を協議する。

(2) いじめ対策委員会

本校の対応チーム（生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、担任等）、「かがやけ陽南っ子の会」（後援会会長・副会長、校区公民館館長・主事、民生児童委員、PTA会長・副会長）、必要に応じて関係機関（警察、児童相談所、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等）のメンバーで対策委員会を組織する。

- ① いじめの状況の報告・共通理解
- ② 調査方法や分担の決定（アンケート調査、聞き取り調査等）
- ③ 調査班の編制（状況に応じたメンバーの決定）
- ④ 調査した内容の報告と事実関係の把握
- ⑤ 対応方針の決定と指導体制の構築
- ⑥ 対応班の編制（調査内容に応じたメンバーの決定）
- ⑦ 対応班によるいじめ解消に向けた指導
- ⑧ 一旦解消した後の継続的な見守り
- ⑨ 保護者、地域、報道機関への対応

(3) その後の対応

- ① いじめの事実と校内での協議結果を町教育委員会に報告し、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。また、必要に応じて、中学校、教育事務所等の関係諸機関と連携して対応する。
- ② 本校や町教育委員会で解決が困難な場合（犯罪行為等）には、上市警察署と相談をして対応する。
- ③ いじめを行った児童に対し、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ④ 集団に対しては、同調及び無関心はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶するために、全ての児童に自分の問題として捉えさせる。
- ⑤ 再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑥ いじめが一旦、解消したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

【「いじめが解消している状態」の判断基準】

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること
（この期間は、被害の重大性により延ばすこともある。）
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められること

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

【「生命、心身又は財産への重大な被害」の例】

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対処

- ① 直ちにいじめを受けた児童の心身の安全を確保する。
- ② 速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会と協議の上、事案に対処する組織を設置する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 調査結果について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

【「事実関係を明らかにする」ための観点】

- ・いつ頃から、誰から、どのような態様であったか。
- ・背景事情や人間関係にはどのような問題があったか。
- ・教職員がどのように対応したか。 等

(3) 対処における留意事項

- ① 学年又は学校全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。
- ② マスコミの対応が必要な場合は、管理職が適切な対応に努める。

図 1【いじめ対策年間指導計画】

上市町立陽南小学校

月	校内委員会、行事 等	未然防止への取組	早期発見への取組
4	入学式 基本方針に関する研修会① (指導方針、 指導計画等共通理解) ※ PTA 総会及び学級懇談会で 保護者啓発	学級開き 「生活のめあて・学習のめ あて」確認 生徒指導委員会① (学習・行動チェック)	学級懇談会
5		生徒指導委員会②	アンケート 教育相談期間①
6	事案発生時、いじめ対策委員会を設置、協議	道徳・特別活動・人権教育・分かる授業の推進・終礼時の情報交換	日常観察・保護者や地域、関係機関との連携・教育相談
7		生徒指導委員会③ 夏季休業中の生活指導	※保護者学校評価 アンケート 個別懇談会
8		校外生活巡回指導	
9			夏季休業中の 生活把握 アンケート 教育相談②
10			
11		人権週間 生徒指導委員会④ 冬季休業中の生活指導	アンケート 教育相談期間③ ※保護者学校評価 アンケート 個別懇談会 冬季休業中の 生活把握 アンケート 教育相談④
12			
1	いじめ防止に係る研修会③ (事例研修及び情報共有、 3 学期の指導計画の確認) スキー教室		
2		保育所、中学校との 情報共有 生徒指導委員会⑤ 春季休業中の生活指導 校外生活巡回指導	春季休業中の 生活把握
3	いじめ防止に係る研修会④ (年度まとめ、指導計画の見直し) 卒業式		

未然防止のための取組

- ・学級づくり
- ・道徳科を中心とした道徳教育の充実
- ・分かる授業の実践 ・特別活動の充実
- ・総合的な学習の時間の充実
- ・生徒指導委員会での情報交換

いじめ対策委員会

対応チーム

〔組織構成〕

- ・校長
- ・生徒指導主事
- ・養護教諭
- （・SC
- ・教頭
- ・教務主任
- ・関係職員
- ・SSW)

かがやけ陽南っ子の会

〔組織構成〕

- ・後援会長、副会長
- ・柿沢、大岩両公民館長
- ・民生、児童委員
- ・PTA会長、副会長

〔取組内容〕

- ① いじめの状況の報告・共通理解
- ② 調査方法や分担の決定
- ③ 調査班の編成（状況に応じたメンバーの決定）
- ④ 調査した内容の報告と事実関係の把握
- ⑤ 対応方針の決定と指導体制の構築
- ⑥ 対応班の編成（調査内容に応じたメンバーの決定）
- ⑦ 対応班によるいじめ解消に向けた指導
- ⑧ 一旦解消した後の継続的な見守り
- ⑨ 保護者、地域、報道機関への対応

調査班

〔組織構成〕

- ・生徒指導主事
- ・当該学級担任
- ・教務主任

〔取組内容〕

- ・いじめの実態把握、調査（聴き取り、アンケート）
- ・事実確認
- ・情報の整理

対応班

〔組織構成〕

- ・特支コーディネーター
- ・当該学級担任
- ・養護教諭
- ・SC

〔取組内容〕

- ・事後指導、窓口相談
- ・メンタルケア

関係教育機関

富山県教育委員会
上市町教育委員会

関係機関

上市警察署
大岩駐在所
上市町役場福祉課
富山児童相談所
医療機関
法務局
中部厚生センター

外部専門家

心理や福祉の専門家
弁護士、医師
教員、警察経験者

保護者・地域

PTA、民生委員
後援会役員・代議員
陽南安全パトロール隊
こども110番の家
児童福祉委員
小中学生指導連絡協議会

図 2

【いじめが起こったときの組織的な対応の流れ】

上市町立陽南小学校

